

事 務 連 絡
令和2年4月24日

(公社) 日本バス協会理事長 殿
(一社) 公営交通事業協会会長 殿
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
(一社) 全国個人タクシー協会理事長 殿
(一社) 全国レンタカー協会会長 殿

自動車局旅客課長

大型連休期間中のバス事業・タクシー事業・レンタカー事業における
対応について（周知依頼）

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛てに「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」（令和2年4月23日事務連絡）が発出され、連休期間の行楽を主目的とする宿泊に係る事業は、事業の継続が求められる対象とはならないものであり、いわゆる観光地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ等についても同様に取り扱うものである旨の留意事項が示されたところです。

つきましては、観光地における定期観光バス、観光タクシー、行楽を主目的とする貸切バス、レンタカーについては同様にご留意いただきたく、貴協会の傘下事業者に対して、当該事務連絡の内容とともに、各都道府県から大型連休期間中の営業について協力の要請があった場合には、各事業者の実情に応じ、適切にご対応いただくよう周知をお願いします。

(別添1) 基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について（令和2年4月23日 事務連絡）
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛て）

(別添2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）